

消防署事務分掌表

(R 5. 4. 1)

消 防 署	消 防 第 1 ・ 2 ・ 3 課	警 防 係 ・ 救 助 係 ・ 指 揮 消 防 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 対外的指導及び教養訓練に関する事。 2 消防団の指導に関する事。 3 消防、救助関係の運用に関する計画の策定に関する事。 4 消防、救助等機械器具の整備保全及び装備の研究に関する事。 5 水火災、その他の災害の救助、警戒及び防御に関する事。 6 消防警備計画に関する事。 7 消防水利の調査点検に関する事。 8 消防情勢及び各種警備に関する事。 9 防火査察に関する事。 10 火災原因調査及び損害調査に関する事。 11 消防技術に関する事。 12 記録統計に関する事。 13 防災に関する事。 14 その他警防救助に関する事。 15 気象観測に関する事。 16 消防通信の企画及び運用に関する事。 17 消防通信施設に関する事。 18 災害情報の収集及び伝達に関する事。 19 通信指令の統計に関する事。 20 緊急消防援助隊の出動要請及び計画に関する事。 21 その他通信指令業務に関する事。
		救 急 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急業務に関する事。 2 救急業務の高度化に関する事。 3 救急関係の運用に関する計画の策定に関する事。 4 救急統計に関する事。 5 救急医療団体に関する事。 6 救急機械器具の整備保全及び装備に関する事。 7 対外的指導及び教養訓練に関する事。 8 その他救急に関する事。
		分 遣 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災、その他の災害の救助、警戒及び防御に関する事。 2 地理及び消防水利の調査等に関する事。 3 各種機械器具等の整備保全及び装備に関する事。 4 消防情勢及び各種警備に関する事。 5 防火査察に関する事。 6 火災原因調査及び損害調査に関する事。 7 火災予防の指導・啓発に関する事。 8 火災とまぎらわしい行為等の届出に関する事。 9 救助業務に関する事。 10 救急業務（離島については救急支援）及び応急救護に関する事。 11 応急手当の普及啓発活動に関する事。 12 対外的指導及び教養訓練に関する事。 13 消防団等の訓練指導及び連絡調整に関する事。 14 その他警防救助救急に関する事。